

派遣報告書

平成24年 7月31日

倉吉市議会議長 谷本修一様

倉吉市議会

(代表) 議員 大津昌克



次のとおり行政視察・調査を行ったので、その結果を報告します。

記

- 1 派遣期間 平成24年 7月17日(火) から平成24年 7月19日(木) まで
- 2 派遣先 (1) 高浜市(愛知県)
(2) 一宮市(愛知県)
(3) 多治見市(岐阜県)
(4) 名古屋市(愛知県)

- 3 視察(調査) 議員名 大津 昌克、段塚 廣文、丸田 克孝、渡邊 法子

- 4 面会者 「面会者名刺一覧」添付書類(1) 参照

- 5 派遣目的 (1) 高浜市 ①市民予算枠事業について
②生涯学習基本構想について
(2) 一宮市 ・市民が選ぶ市民活動支援制度について
(3) 多治見市・生涯学習の基本方針と重点施策について
(4) 名古屋市・地域委員会について

- 6 視察の経過及び感想 別紙「行政視察報告書」参照

- 7 添付書類
(1) 面会者名刺一覧(その1、その2)

(2) 各自治体研修資料の一部(写)

(3)

要した経費： 4人合計 226,680円

行政視察報告書

(視察・調査の経過及び感想)

日 時 平成 24/7/17(火)～19(木)
議 員 大津 昌克、段塚 廣文
丸田 克孝、渡邊 法子

1. 視察・調査の経過及び感想について

(1) 高浜市 7/17(火) 13:30～15:30

①市民予算枠事業について

高浜市はより住みやすいまちづくりを目指して、より地域のニーズに即した税の活用のために、市民の皆さんと使い方を決める「市民予算枠」事業というものが平成 22 年 4 月より行われています。



市民予算枠とは行政が市民の皆さんからお預かりした税を、地域でより有効に役立てていただくために、個人市民税の 5%の額を「市民予算枠」として、使いみちを市民の皆さんと協議・検討し、小学校単位の課題解決や、地域の「やりたい」という想いをかなえるための事業です。

この制度は、現市長が選挙で掲げたマニフェストであり、本来の地方分権の趣旨を踏まえ「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識のもと、住民主体の地域経営も視野に入れて、行政の役割そのものを原点から見直す取り組みであり、持続可能な自立した基礎自治体を目指した住民との協働で行なう構造改革の一環です。

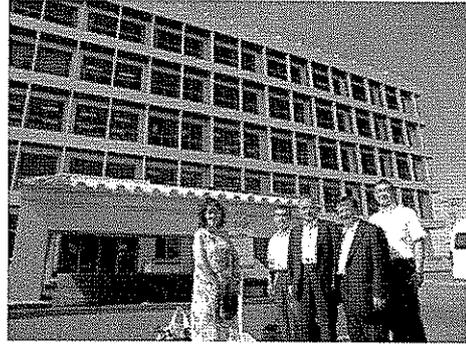
倉吉市では、地区振興協議会に対して 150 万円の「元気が出るまちづくり交付金」を出していますが、その 150 万円の根拠も不明確ですし、何より各地区で人口や面積、また抱える問題もさまざまであるのに一律に交付しているという点では改善を要するのではないかと思います。



そこで、地域自治の自立と実現に向けての財政支援のあり方を研究・調査するために視察地に選定させていただきました。

高浜市は、人口約4万5千人、面積13k㎡という人口密度の高いまちです。倉吉とは面積で20倍ほどの違いがあります。そして、平成14年9月に近隣5市を枠組みとした法定合併協議会の設置が否決され、単独自立の道を探ることとなりました。

そこで、持続可能な自立した基礎自治体を目指して構造改革推進検討委員会が設置され「財政力の強化」「住民力の強化」「職員力の強化」を基本理念に、持続可能な財政基盤の確立と新しい公共空間の形成を目指すこととなりました。そして住民力の強化の部分では「地域内分権の推進」をキーワードに、地域

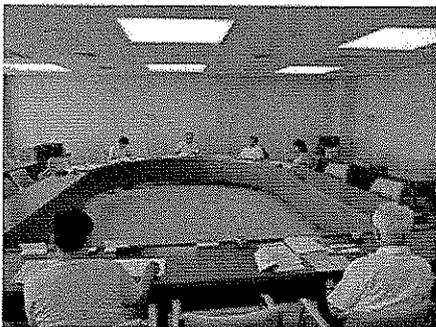


でしか解決できないことや地域で取り組んだ方がよりよいサービスにつながるものは地域で行い、そのための必要な権限と財源は地域へ移すという考え方のもと、さまざまなコミュニティが協力しあって地方自治の本来のあるべき姿に立ち返るため、地域の総合力としての「まちづくり協議会」が小学校区を単位に設立されました。地域でばらばらに活動していた団体をしっかりと繋ぎ、一つの団体だけでは解決できない問題を協力し合って取り組みます。

市はまちづくり協議会への活動支援として、拠点施設の整備（物）、市民予算枠事業交付金、地域内分権事業交付金（金）、まち協特派員という市職員の支援（人）を行なっています。予算支援については、地域に必要な事業を地域が検討し市に申請します。また、行政が行っていた事業で、地域でやりたいとするものについても、権限・財源を移譲したり、行政が行うべき事業を委託したりという関係にあります。まさに自助、共助、公助の明確化によるまちづくりのありかたです。市の方から一方的に交付された税金ではなく、自らが考え、その地域に本当に必要なことをするという、まさに本来の地域自治のあり方ではないかと思えます。

さらに高浜市では、本来の教育行政の社会教育の分野を市長部局に移管しています。なぜなら「まちづくり」は「人づくり」という観点から、行政の所管として、住民にとってよりよいあり方の選択であるといえるのでしょうか。今年3月に、島根県出雲市と雲南市に視察にいった際も同様の施策でありました。

この事務所管のあり方については、市長の強い想いが反映されており、究極の「まちづくり」を考えれば「人材育成」は不可欠であり、市長権限を発揮できない教育委員会に社会教育を置くより、市長が直接に行なう方がより効率的で現実的であるのだと思えます。



したがって、次の視察項目である「生涯学習基本構想について」と大きくリンクするのであります。

②生涯学習基本構想について

前述のとおり、市長の「まちづくり」への熱い想いにより、教育委員会は学校教育に特化し、それ以外の生涯学習、文化、スポーツといった部門は、市長

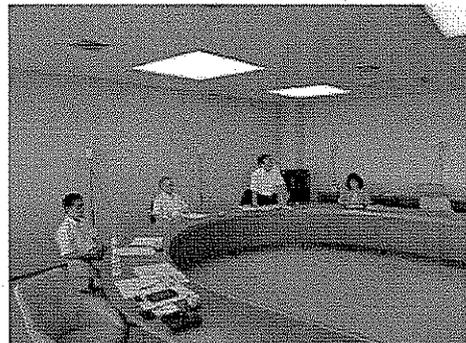


部局の「こども未来部文化スポーツグループ」で所管し、平成16年度より「生涯学習基本構想」を策定し、地域づくりともに行ない、現在では「第2次生涯学習基構想」がスタートしています。

これもやはり、現市長のマニフェストとして「学ぶ意欲を育てる『生涯学習基本構想』を策定します」を掲げたことが発端となっています。

まずは、「高浜市の未来を描く市民会議」の設置により、市民と行政の協働による「自治基本条例」と「総合計画」の素案づくりから始まりました。そしてその市民会議の中に「生涯学習分科会」が設置され基本構想の素案が策定されました。この時点で、教育委員会の所管ではなく市の総合計画の一環としての枠組みがあります。生涯学習基本構想の目標は、市総合計画のまちづくり基本目標「学びあい 力を合わせて 豊かな未来を育もう」とリンクしています。

「まちづくり」は「人づくり」、このあり方は人口減少の問題を抱える地方都市では必要不可欠な施策であると思えてなりません。倉吉市でも「まちづくり」と「人づくり」が一体化した施策の導入を強く提案していきたいと感じました。



(2) 一宮市 7/18(水) 9:30~11:00

・市民が選ぶ市民活動支援制度について

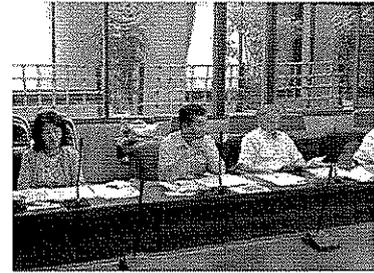


市民活動に対する財政支援制度を研究していたところ、一宮市では「市民が選ぶ市民活動支援制度」を導入していることを知りました。果たしてどのような制度なのか、やはりまちづくりのための税金の使い方について学ぶため、愛知県内ある一宮市に訪れました。

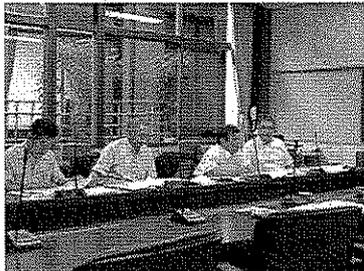
一宮市においては、やはり市民活動に

対する財政支援について、平成 18 年の市長選マニフェストに「市民税の 1% を市民活動の財源に」というものがあり、市長の意図は「市民が選ぶこと」がポイントであるということから、現在の制度が出来上がったそうです。

この支援制度の特徴は、支援金を得て市民活動したい団体を募集し、プレゼンテーションをして市民が投票で選ぶというものです。つまり、既存の支援制度では市民活動に参加する者の割合が 3 割以下であり、無関心であった層が 7 割以上あったため、1 票を投じることでより多くの市民を巻き込むことができるのではないかと導入されたものです。



具体的には、個人市民税の 1% 相当額（平成 23 年 6 月 1 日現在 180,875,449 円）を 18 歳の市民人口（316,687 人）で除した額を「市民一人当たりの支援額」

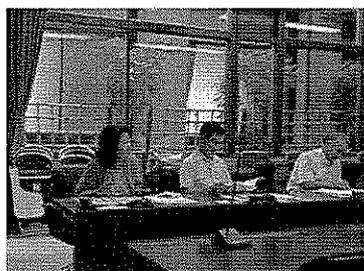


（571 円）として、投票数に応じて財政支援をするというものです。支援額の上限と対象経費の割合は設定されていますが、年間 6～7 件であった市民活動が 70 件以上に増加したとのこと。それでも投票率はまだ 10% 前後と少なく、団体の育成や、投票のあり方等について次なる課題があるようです。

ただし、この制度創設をきっかけに、市民活動団体自らでこの制度を支えていこうという仲間が集まり、新たな市民活動団体として「138（いちのみや）NPO～一宮の市民活動育ちあいネット～」が立ち上げられたそうです。この団体は、行政との協働事業として、支援対象団体向けの公益性や公金に対する意識啓発は図るためのワークショップ・説明責任の意義を促すための交付申請書及び実績報告書の書き方セミナーの開催、市民への制度周知のためのチラシ作成配布や公開プレゼンテーションの開催、制度を充実させるための市との意見交換の開催などを行い、平成 21 年度の愛知県モリコロ基金の補助決定を受けたそうです。

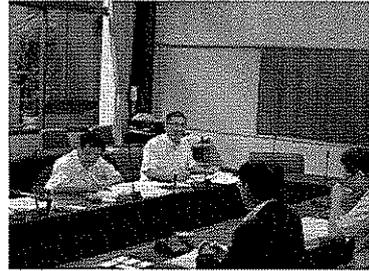


これらは行政だけでは行き届かない部分を保管していくには有効であり、同時に NPO 活動の市民への認知や、新たなネットワークづくりの礎となることも期待されています。



ただ、市民活動団体は支援金、補助金がなくなれば活動をしなくなるというのではいけないわけで、いずれは自立するというのも必要です。これは市民のために税金を使うということ、市民がどのように考えるかということにも繋がるのだと思います。市民活動によるまちの活性化は重要ですが、行政の

ミニマムを考えた時、費用対効果も無視はできないのであり今後の大きな課題であるのだと感じました。まさにこれをもとに市民と自治体との協働のまちづくりの中で、強制されるのではなく自主的に関わり決めるということが重要なのであり、税金支援施策の一つのあり方としては、やはり市長の強い想いの現れであると思いました。地方税の何%を還元するのかという考えか、還元する分減税をするという考えか、最終日の視察先である名古屋市の地域委員会についても、さらに考察してみたいと思います。

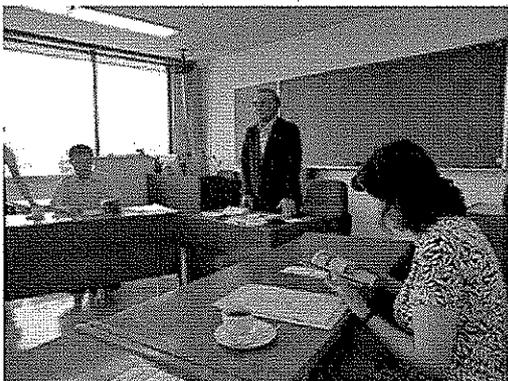


(3) 多治見市 7/18(水) 14:00~15:30

・生涯学習の基本方針と重点施策について

多治見市では、平成23年4月1日より教育行政部門の文化、スポーツ、生涯学習を市長部局の環境文化部文化スポーツ課で所管しています。このあり方は、従前の島根県や高浜市でも研究してきましたが、さらに後発である多治見市のあり方はどうなっているのか調査・研究の対象としました。

まずは生涯学習をどのようにとらえているかという点ですが、生涯学習とは“いつでも”“どこでも”“だれでも”一生にわたって継続的に行なわれる学習活動で、「家庭・学校・職場など、あらゆる生活の場において、一人ひとりが、自由に、自らテーマを選んで、自分にあった手段・方法を選びながら、生涯を通じて学んでいくこと」としています。それらの中には、趣味、教養的な講座を中心とした「個人的生活の向上のための学習」と、自己の知識、技術、経験を地域社会に役立てる「社会的生活の向上のための学習」という側面があるのです。このような側面を持つ生涯学習に取り組む市民の活動を活性化することにより、生きがいを持ち元気で主体的な人生を送ることができるとともに、温かく安心して生活できる豊かな地域社会の実現に繋げることが期待できることから、多治見市では様々な生涯学習を推進しています。



その基本方針は、生きがいづくりや社会参加による自己実現に対するニーズが高まるなか、市民一人ひとりが生涯にわたって楽しく学び続けることができるよう、公民館、学習館、図書館、文化施設等における事業の充実を図るとともに市民が主体的に参加する生涯学習活動を支援するというものです。

さらに重点施策として、次の点を掲げています。

1. 生涯学習活動の支援

市民の生涯学習活動を支援するためには、市民が主体的に参加できる環境の整備が必要となります。このため、子どもからおとなまでの幅広い年代を対象とした学習の機会と情報を提供するとともに、市民のニーズに合った講座を行なうために地域の人材を発掘し活用していきます。また、市民との協働や教育機関、文化施設等との連携を視野に入れ生涯学習活動の活性化を図ります。

- ・学習機会及び学習情報の提供、充実
- ・ニーズにあった講座・教室、イベント等の実施
- ・地域を支える人材の育成支援
- ・地域や学校での講座・教室等の開催
- ・青少年育成事業、家庭教育事業等の推進

2. 文化芸術活動の活性化

市民の主体的な文化芸術活動の活性化を図るため、市民が文化芸術に触れ、体験することができる機会を提供するとともに発表の場を設けることにより、市民の活動への意欲をさらに高める支援をします。

- ・文化芸術に触れる機会の提供
- ・発表機会の提供等市民の文化芸術活動の支援

3. 教育委員会との連携

青少年育成、家庭教育等の施策を推進するため、生涯学習、文化施設は教委委員会と連携して取り組みます。

- ・青少年健全育成事業
- ・多治見市青少年まちづくり市民会議
- ・親育ち4・3・6・3たじみプラン



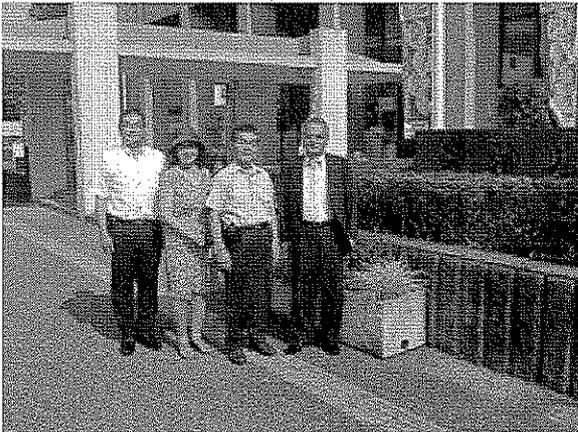
上記3の青少年に関わる事業は教育委員会の所管となっているとのことです。倉吉市でいえば学校教育課の所管ということですから、児童・生徒関係は教育委員会というのもわかります。そうでありながらも、市長部局と教育委員会はおなじ目標に向かってしっかりと連携をとっているとのことです。

ここまでは、よくある社会教育の市長部局への移管のようですが、さらなる説明を聞くに当たり衝撃的な事実を目の当たりにすることになりました。

実は、平成20年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第97号）」により、教育における地方分権の推進として「地方公共団体は、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）

又は文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができることとしたこと。（法第24条の2第1項）」という法改正により、生涯学習も文化・スポーツとして解釈することで、公然として市長部局直轄とするという、思いもしない方法で社会教育をまちづくりに一体化させていたのです。これには県教委との軋轢もあったのですが、「まちづくり」とは「人づくり」であるとする考えから、市長の英断であったということです。やはりここでも市長のまちづくりに対する考え方が、しっかりと政治に反映されていると思いました。

さらに、何より特筆すべきは、市の外郭団体として設立された「公益財団法人多治見市文化振興事業団」の存在です。この財団は、公民館の指定管理をはじめ文化施設や体育館の指定管理者となっています。しかしながら市の100%出資団体であるのも関わらず、指名による指定管理ではなく公募の一団体としての扱いとなっています。設立時には市職員が派遣されていましたが、今では完全民営化となり自立した団体となっているとのことです。この団体は指定管理のみならず独自事業も展開し、新しい公共や市民との協働を創り上げているのです。このような施策を展開することで、民間財団に150名近い雇用も創出されていますし、現在では自立した経営を行い、民間でできることは民間でやるというシステムも構築されています。社会教育事業が産業振興や労働行政をも活性化させ、文化、芸術、スポーツを通じ、人材育成やコミュニティを育成しまちづくりに大いに貢献しているではありませんか。多治見市は、日本一気温の暑いまちとして有名ですが、暑いのは気温だけでなく、人の情熱も相当熱いと感じました。



私は今まで、まちづくりと社会教育の融合をいろいろと模索してきましたが、市長部局と教育委員会の所管に隔たりを感じていました。しかし、多治見市の方法に目から鱗が落ちた気がしました。やはり「まちづくり」は「人づくり」であり分権時代の地域自治についても一体として捉える必要性をさらに確信したところです。

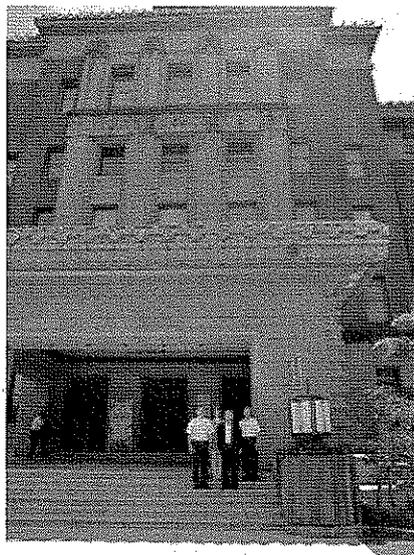
これらの施策を倉吉市でも展開させ、大人から子どもまで市民の主体的な文化活動を活性化し、“元気な倉吉”を創り出すことができるのではないかと確信しました。まちの活性化とは何か、それは人財を造り育てることであると思います。この施策を実現することで、「誇りと愛着を感じるまち“倉吉”」が創造できるのではないのでしょうか。時代の変化を柔軟に捉え、常に一步先を目指したまちづくり施策を提案し続けることで、地方自治の自立と活性化を実現できるようこれからも努力を続ける決意を新たにしました。

(4) 名古屋市 7/19(木) 9:00~10:30

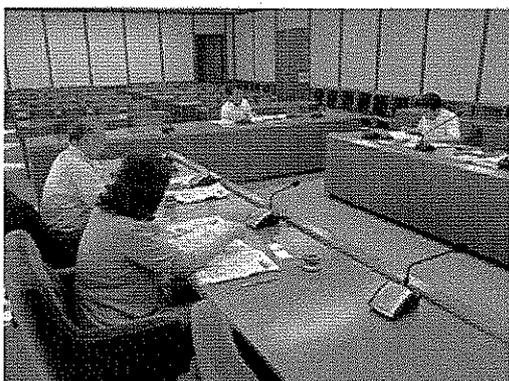
・地域委員会について

このたびの視察の最後は、あの「減税日本」で有名な河村市長の名古屋市です。名古屋市は河村市長が就任してから、議員報酬 50%削減や、地方税減額などかなり話題になる改革を展開しています。

なかでも地域課題を解決するために、投票で選ばれた委員を中心に公開の場で話し合い、市予算(税金)の一部の使い途を決める“新しい住民自治の仕組み”として「地域委員会」という組織をつくりモデル実施をしているとのこと。地域コミュニティの代表者を選挙で決めて、地域に関わる税金の使い途を決めるというのはどのような方法でしょうか。減税を掲げる河村市長の手法を研究するため名古屋市を訪れました。



名古屋市は、横浜市、大阪市に次ぐ全国第 3 位の人口を有する大都市です。名古屋市では、住民に身近な組織である町内会・自治会に加えて、昭和 40 年代以降、地域と市区町行政のパイプ役として広報広聴活動等を行う「区政協力委員」や、小学校区内の各種地域団体等の連絡協議組織である「学区連絡協議会」が中心となって住民自治が進められてきました。



しかし近年では、これまで地域で取り組んできた事柄のほかにも、様々な課題が出現しています。難しい地域課題解決のためには、地域の事情に詳しい学区連絡協議会や町内会・自治会と、専門性を有する NPO、企業など多様な主体がお互いの強みを活かして連携して取り組む仕組みが必要になってきます。

そこで、「地域のことは地域で決める」という理念のもと、地域課題を解決するために、投票で選ばれた委員を中心に公開の場で話し合い、市予算の一部の使い途を決める“新しい住民自治の仕組み”として「地域委員会」の創設を目指しているとのこと。ただし、地域委員会は地方自治法によらない名古屋市独自の仕組みです。

地域委員会の主な目的は、①新たな地域課題への対応やこれまでの地域活動の充実、②地域の意見・要望の行政へのきめ細かな反映、③住民の行政への参

画、④地域コミュニティの更なる活性化です。

地域委員会の単位は小学校区としており、その対象区は 265 地区もあるそうです。現在はモデル地区の実施ということで 8 地区がモデル運用をしています。

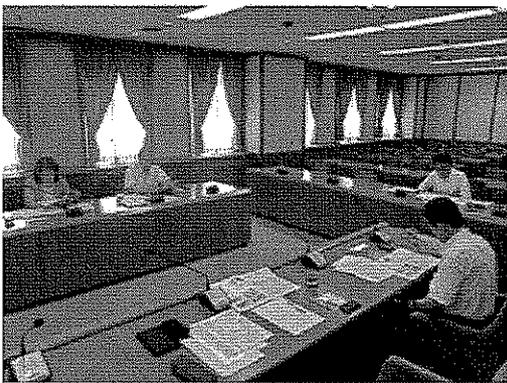
地域予算の限度額は、学区の人口規模に応じて 500 万円、1,000 万円、1,500 万円とあり、265 地区全てがこの制度を導入すれば膨大な税を投入することになります。

名古屋市は、前述のとおり既存の住民自治組織があり行政とのパイプを務めていたのですが、これらの組織の制度疲労もあり、新たな役員の選出や事業の継承に弱体化の懸念があるのです。これらは、大都市のみならず倉吉でも同様の問題点を抱えているわけです。



そこで、地域コミュニティの新しいあり方として取り入れた手法ですが、これで減税に繋がるのかは疑問でしたが、河村市長の意図はやはり減税にありました。実は「地域のことは地域でやる」というのは、市民税を減額するので、減額した分は地域で別に集めて住民自治のための会計にすればよいとする考えのようなのです。ただし、税は地方自治体が義務的に徴収することのできる財源ですが、地域コミュニティの財源は任意であるので、税のように全ての町民から平等に徴収することはできません。ですから、今のような「地域委員会」の仕組みをモデリングしているのです。

やはり、税が市民に平等かつ効果的に還元されているのかといえば、そうではないのが現状ですが、これからの地方分権社会をみたときに、住民の自治に対する意識改革は重要課題です。たいへん画期的な施策ではありますが、本来の民主主義や、地方自治の二元代表制のあり方などの根本から考えるほどの壮大



なテーマになりそうと感じました。確かに欧米等の市議会や行政手法、住民自治等を研究してみると、このような発案もないとはいえません。河村市長の改革の一端を感じたような気がしました。おなじ税の使い途についての投票制度を導入している一宮市とは投票の対象は違いますが、市民が意識を持って参画するという点では、投票も一つの方法であると再認識しました。さら

には身近であった鳥取市の住民投票についても、これからの地方自治の実現に向けて研究をしてみたいと思います。

2. 視察・調査を終えて

たいへん暑い時期でしたが、効果的、効率的に視察・調査を行うことができました。新しい時代のまちづくりは、さらなる改革が必要です。地方自治法制定から60年以上が経過し、時代はもちろん、街並みや人々の生活のあり方も相当の変貌を遂げています。江戸から明治に維新改革をしたように、現代の維新改革もすぐそこにきているかもしれ



ません。どのような時代になろうと、国を良くしたいと思う気持ちと、その想いを実現するために行動する人々によって時代は創られてきました。私たち市議会議員も、もっと倉吉市を良くしたいとの志を持った選良の一人であります。私たち会派「くらよし」は、視察・調査等を通じて得たより良い施策を倉吉市政に反映させ、より市民の皆様のお役に立てるよう研究・実践を続けてまいります。これらの経費も、市民の皆様からお預かりしている大事な税金なわけですから、その成果を必ず還元するとともに、市民の皆さんの負託に応えるための努力と精進を続けてまいります。